

## 目 次

会期日程表 .....	1
第 1 号 (8月9日)	
開会、閉会の日時 .....	3
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名 .....	3
事務局出席者 .....	3
議事日程 .....	4
追加議事日程 .....	4
開会及び開議の宣告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
議案第37号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	5
諸般の報告 .....	11
日程の追加 .....	12
議案第37号の上程、委員長報告、質疑、修正動議提出、修正動議の説明、修正動議の質疑、討論、採決 .....	12
閉会の宣告 .....	21
署名議員 .....	21

令和5年第6回臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 令和5年8月9日  
会期 1日間  
閉会 令和5年8月9日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
8月9日	水	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 議案第37号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第37号予算審査特別委員会（説明～採決）
		本会議	午後1時30分	議案第37号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間

# 令和5年第6回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和5年8月9日

## 1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和5年8月9日 午前10時00分)

閉 会 (令和5年8月9日 午後2時34分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 佐久川 紀 亮

総 務 課 長 宮 城 豊

企画観光課長兼  
プロジェクト推進室長 福 地 亮

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛

主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案 第37号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第37号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。  
ただいまから令和5年第6回大宜味村議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 宮城 貢議員及び2番 宮城良治議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日1日間に決定しました。

---

### ◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎議案第37号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（大城佐一） 日程第4 議案第37号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。村長。  
(友寄景善村長 登壇)
- 村長（友寄景善） 第6回臨時会を招集しましたところ、全議員出席の下、開催できますことに感謝申し上げます。  
去る台風6号におきましては、大宜味村内にも大きな被害をもたらし、村民生活も不便な生活を強いられてまいりました。特に台風の影響によって尊い人命も失われました。心からお悔やみを申し上げます。  
そしてまた、被災された方々にお見舞いを申し上げます。村としても復旧に向け迅速に対応、適切に対応してまいりたいと思います。  
今後、台風シーズンに突入しますので、台風6号を教訓に防災体制を検証して、防災に対して適切に

迅速に対応できるような体制に努めてまいりたいと思います。

それでは、議案を提案させていただきます。

議案第37号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）

令和5年度大宜味村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,322万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,505万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年8月9日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長から説明させていただきます。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

（佐久川紀亮財務課長 登壇）

○ 財務課長（佐久川紀亮） それでは私のほうから概要のほうを説明させていただきます。

今回の予算の補正は、2,322万2,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

15款県支出金については、観光地安全対策事業で121万4,000円の増額となっておりますが、環境保全美化推進事業で29万2,000円の減額があるため、合計では92万2,000円の増額となっております。

18款繰入金200万円の増額ですが、財産形成基金繰入金によるものです。

19款繰越金2,000万円の増額については、全年度繰越金の増によるものとなっております。

以上が歳入の主な概要です。

続きまして、歳出の主な概要を説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

2款総務費229万4,000円の増額については、結の浜海浜整備事業によるものです。

7款商工費904万1,000円の増額ですが、結の浜公園修繕及び観光地安全対策事業の増によるものとなっております。

13款諸支出金1,000万円の増額については、前年度繰越金の増に伴い財政調整基金積立金を増額しております。

以上が歳出の主な概要となります。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第37号について質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 議案第37号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）について質疑します。

結の浜海浜整備事業で、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、11節役務費、3細目手数料141

万8,000円。15節原材料費、1細目原材料費87万6,000円を計上しているが、積算基礎によると、モズク網移設手数料やモズク網鉄筋の原材料費としている。村民がモズク養殖している海域は漁港に接して作業効率もよく、条件がよい場所で行政はモズク養殖に助成や漁業権を設定している。優良な漁業振興地域を潰しての結の浜海浜事業は意味不明の予算である。次のとおり質問します。

1つ目に、結の浜海浜整備事業は2018年2月8日に大宜味村長とルートインジャパン株式会社は、大宜味村所有の結の浜土地を賃借して同土地にホテルを建設し、ホテル事業を営む締結したことに関する、ホテル出店に関する基本協定書に基づいた大型宿泊施設誘致及び結の浜整備に関する支援事項である。ホテル出店に関する基本協定書によると、大宜味村とルートインジャパン株式会社に対し、ルートインジャパン株式会社がホテル出店することについては、ルートインジャパンの各措置並びに雇用奨励金の交付及び養浜整備事業等に対し、鋭意検討を行い、実現可能な事項に対しては必要な働きかけをし、実行実現に条例の制定、または議会の承認に向けて必要な措置を取るものとする。前項のほか、大宜味村長はルートインジャパン株式会社に対し、ホテル建設に伴う開発行為に伴う開発行為の許可、そのほかホテル建設、運営に関する各種許可の取得について必要な協力をするほか、出店に関しての地元の調整、人材の確保、立地環境の整備及び企業との連携等について支援を可能な範囲で行うものとするとの支援の内容である。また、ルートインジャパン株式会社は、ホテル建設にあつては自然環境と調和を図り、事前に、または建設途中においても適宜大宜味村長と協議し、法令等の基づく適切な指導については、これに従った必要な措置をとるほか、特に敷地内緑化等環境整備に努めるものとするとの環境保全等の内容である。友寄村長はホテル出店に関する基本協定書の存在をいつ知ったのか、またどのような認識を持ったのか説明を求める。

今、手渡したのがホテル出店に関する協定書ですので御覧になってください。

それから2番目に、地方自治法施行規則15条の2の規定によると、歳出予算に係る施設の区分は別紙のとおり定めなければならないとある。このような弾力性のない規定とされたのは、節が個々の予算の執行に当たっての最小限度の単位として全国的に統一的に処理されていることが要求されているからである。しかし、手数料は、地方公共団体が特定の個人からサービスの提供を受けたことに対して支払う経費であることや、原材料は、ある部品を生産するための原料または素材に有する経費をいうのである。しかし、結の浜海浜整備事業と称して、モズク網や鉄筋の原材料とモズク網移設手数料との予算積算基礎内容は本末転倒で事業の目的の意図ができない。説明を求める。

3つ目に、村長は、ルートインジャパン株式会社の責任者とは面会は何回ありますか。いつ、どのような内容の面会か、説明を求める。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 1点目の質疑です。協定書、いつ知ったのかということですが、記憶は定かではないんですが、恐らく村長就任して後のことだというふうに認識しております。

それと3点目のルートインの責任者との面会、いつ、どのような形でされたかということなんですが、今年の2月、ちょっと日にちは今すぐ答えられませんが、2月上旬だったと思います。ルートインの会長と長野の本部で面会して、引き続きホテル誘致は村として進めていくというふうな話をして、帰りに、また東京に立ち寄って社長とお会いして、引き続き同じように、村として大型宿泊施設を誘致するという考え方を私のほうから直接述べて、理解をしてもらいました。

それから最近です。ウェブ会議で、ルートインの専務、関係者、そして設計者等と、ウェブ会議で調

整させていただきます。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 2つ目の質疑にお答えいたします。

まず、モズク網の移設手数料のことにつきましては、今回の事業については結の浜整備事業を提案させていただいて、その同意を得て移設ということ。今、この漁業者がここでモズク漁をやっておりますので、そこを整備するためにはモズクの条件を確認させていただいて、大宜味海人会のほうからの同意を得て移設ということで合意をしたものになっております。ただ、この移設については、本来ならば事業側、我々大宜味村として移設をやっていくものですので、その移設に係るものについては我々がやるべきものなので、それをこの事業を移設するための費用としては、やはり手数料として、我々ができない分を手数料として計上したものとなっております。

あと、原材料につきましても、その移設に伴って必要なものですので、そのための材料の費用として計上させていただきます。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長が何回か会っている話をしたんですけど、事業を継続していくような内容の答弁でしたので、また委員会の中で話していきたいと思います。これが3番です。

1番のほうは、村長は、いつしたかということ。承認した後から協定書の存在を知ったということですが、内容については答えておりませんので、どういう認識を持っているか、もう一度答弁をお願いします。

それから2番目の課長が話された件についてですね、どこに同意を求めてやったのか。それでその答弁を受けてから委員会の中で話していきたいと思いますが、同意はどこからどういうふうに受けたのか、説明を求めます。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 協定書に関してどのような考え方というんですか、これまさに協定書に書いてあるとおり、そのとおりであります。以上です。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

ここの移設等の同意につきましては、羽地漁業協同組合、大宜味海人会の代表からいただいて、全会一致でということの話を伺っております。

また、それだけではなくて、この結の浜海浜整備事業に係る同意を、今回この漁協については4漁協が関わってきておまして、羽地漁協、名護漁協、本部・今帰仁のほうも合意をいただいております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長から1番目のどういう認識かというのは、協定書のあるとおりということですが、この件は村長が、当初村長に就任するときの姿勢と、そのあと行政は継続であるというふうな立場で話しているんですけど、この辺は私たちが今まで村長が新しく変わって、変化があるかなというふうな期待をしていたんですけど、先ほど言ったような、行政は継続であるということで進められているんですけど、この議案についてもこの協定書に基づいて村政が進められていると。そして、私が先ほど協定書を配付したのは、議事運営委員会の中で議員も分からないんだと。そういうふうな状況ですので、ある一部の中で村政が進められていたんじゃないかと。特に懸念しているものですから、その辺を

村長に聞きたくて質問しておりますので、一応、今本議会の質疑ではこれを求めて、次、委員会で話していきたいと思いますが、最後に答弁をお願いします。回答をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 協定書については、これ以前からいろいろ調整されて協定書を交わされておりますので、その内容についてはそのとおりで村政を進めていくものだと思います。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑はありませんか。7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 議案第37号補正予算について質疑します。

2款1項5目の結の浜海浜事業、11節、3細節手数料、モズク網移設手数料141万8,000円及び、6項のモズク網の39万8,200円と鉄筋47万7,548円についてお伺いしたいのですが、結の浜海浜事業においてこの歳出がなぜ必要なのかが明快に分かりません。漁業法において、海面で養殖業を営む場合においては、特定区画漁業権というものがあり、漁業者でなければモズク養殖はできませんが、どういった法的根拠や計算による算出で、先ほど大宜味海人会に支払われるとおっしゃっていましたが、どういう歳出なのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

このモズク網の移設につきましては、海浜整備事業、先ほど吉浜議員のときにもお話ししましたが、整備するに際しては、新崎議員のほうからありましたように、特区と言われている漁業の特区の場所でモズク養殖が行われているところがありますので、その養殖ができなくなるということもありましたので、我々としては、整備をさせていただく原因者として移設を提案させていただき、その同意を得たというところがまず根拠になっております。その移設について、その費用を積算したということで、まず積算単価につきましては、積算単価基準というものがあるもので、作業員の人件費であったり、そういったものからの積算根拠があり、また、鉄筋につきましては見積りがありましてですね、その見積りによるもので積算されたものになっております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） さっき吉浜議員の質疑の際に、特区なので4漁協の同意を得ているということがありましたけど、特区の場合は4漁協の同意は要りません。要するに海浜事業をするために既存のモズク養殖をしている場所を移動してもらうための費用ということですよ。私はこれがおかしいと思っております。

先ほども言いましたが、モズク養殖をしている場所は、沖縄県より羽地漁協に対して特定区画漁業権が免許されている場所です。同区域に与えられている免許は特区30モズクひび建て式、特区31シャコガイ小割式、特区32サンゴひび建て式、特区33サンゴ小割式であり、それぞれの特区に対してであり、モズクに限定されているものではありません。また、特定区画漁業権行使規則が存在しており、この行使規則の中に行使者とされているのは、その組合の組合員だけです。

海浜事業において、その場所を使えないということは、行使者である羽地漁協の組合員全員の行使者権を侵害するということであり、一部の行使者の集まりの団体に移設費用を捻出しても、ほかの行使者の毀損した権利までの補償にはなり得ません。モズクは移転費用を出したけど、海浜事業に邪魔になる場所で、シャコガイ養殖、サンゴ養殖、していいんでしょうか。また、今回の移設費用をもらっていない。モズクの実行者がその場でモズクをしても問題ないのですか。

この歳出理由では、今後ずっと移設費を出し続けなければいけなくなります。移設費用ではなく、免許されている特定区画漁業権の減少による漁業補償をするのが行政として正しい歳出ではないのでしょうか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

我々がこの海浜整備を提案させていただいて、調整を平成29年の5月からさせてもらいました。20数回ほどの海人会、また羽地漁協等4漁協との調整を含めてさせていただいてですね、そういったものを含めての合意ということで同意書もいただいたものになっております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 平成29年5月から協議したとおっしゃっていますが、確かに私がその頃、役員ですので、それを協議に参加したことも覚えていますし、そういうお話があったのも覚えていますけど、今の中で同意書が出ているとおっしゃっています。これもちょっとおかしいと思います。

私は、常々コンプライアンスを強化して正しい村運営を行っていただきたいとお願いしています。それに対して執行部もまたコンプライアンスを重視して行っているとの答弁をもらっていると思いますが、この件はどうなんでしょうか。

補正予算で担当部署が申請するにも漁業法、区画漁業権行使規則、あと漁業協同組合法などを調べていますか。漁業権の消滅は漁業補償です。補償の算出方法も調べたらすぐに出てきますし、この補正予算の法的根拠がちょっと分かりづらい。あと漁業補償は専門家が計算して算出して支払う。支払われる先は、免許を与えられている羽地漁協に対してです。羽地漁協はその保証金から行使者や対象者に対して漁協から支払いを行います。これが正しい漁業補償の形です。

今回のようにいいかげんな計算方法で支払いを行うと、まず高いのか安いのか、正しいのが判断できません。安かったら羽地漁協の全組合員の損失にしかありません。また、高かったらそれは全村員の損失になります。今回の提出者は企画観光課のようですが、企画観光課は産業振興課に相談したのでしょうか。産業振興課なら漁業も担当しているので、漁業権も、特定区画漁業権も、漁業補償についても詳しいと思います。

今回の補正予算は、本当にコンプライアンスを重視していますか。様々な法令を考慮してないと思われれます。この予算案をこのまま通しても問題ないとお考えなのか、村長にお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

今回の件は、まず漁業補償ということになりますが、話がありましたが、6月の補正予算におきまして漁業補償の算定をするための予算を計上させていただいております。

ただし、この6月に羽地漁協4漁協との、岩礁破碎の同意を求める際に昨年度からこの調整をずっと進めさせてもらっていましたので、この4漁協には。その際に同意を得たというところで、いろんな話をこの平成29年から進めていく中でこの移設を含めて、この補償というよりも事業を合意していただいて、地域の経済効果とかそれぞれの波及効果、また海人会のメリットなど、もちろんこのモズクとかそういうところの影響もありはしますけれども、それの中でも、やはり今回の同意ということ、合意というのを得られたということがあります。

なので、我々はこういったことが同意された話ではなくてですね、しっかり沖縄県であったり、もち

ろん産業振興課、調整させてもらっています。漁協組合の組合長さんとかとも相談をさせていただいて、どういう手続が必要だということも確認させていただいた中で、今回の提案をさせていただいているものです。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） このような形で予算計上して問題はないかということなんですが、これも先ほどから話がありますように、これは平成29年5月から調整を重ねてまいりまして、そして羽地漁協、今帰仁漁協、本部漁協、名護漁協等の同意も得て、手続を踏まえての今回の予算の計上となっておりますので、特に問題はないと認識しております。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第37号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

○ 議長（大城佐一） お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

---

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時34分）

---

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

---

### ◎諸般の報告

○ 議長（大城佐一） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に6番 前田 孝議員、副委員長に7番 新崎悟一議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

○ 議長（大城佐一） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時40分）

---

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

---

◎日程の追加

○ 議長（大城佐一） ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第37号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第37号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いを。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第37号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

◎議案第37号の上程、委員長報告、質疑、修正動議提出、修正動議の説明、修正動議の質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 追加日程第1 議案第37号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第96号

令和5年8月9日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会

委員長 前田 孝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第37号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致

（前田 孝予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（前田 孝） ただいま議題となりました議案第37号について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長、財務課長及び企画観光課長兼プロジェクト推進室長の出席を求め、本日午前10時30分からの審査予定を20分繰り下げて午前10時50分から審査を行いました。

議案第37号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）の内容は、結の浜海浜整備事業に伴うモズク網移設関係予算2,294千円・結の浜公園テント遊具張替修繕費7,523千円・大宜味村ター滝警報設備測量調査設計業務委託費1,518千円及び財政調整基金積立金10,000千円等の増額補正であります。

次に、質疑の概要について申し上げます。モズク網移設手数料及び原材料費については、移設先等総合的に決定したときに提出すべきではないかとの質疑に対して、ある程度のポイントは海人会との調整を行っているとの答弁がありました。

また、漁業補償として行った方がよいではないか、漁協側からの補償を提示していただいた方がよいのではないかと質疑に対して、今後、担当課と調整を行っていくとの答弁がありました。

本案に対する討論はなく、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第37号についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 議案第37号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）についての修正の動議を提出します。よろしくお願ひします。

休憩を求めます。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午後 1時35分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午後 1時45分）

○ 議長（大城佐一） 本案に対しては、8番 吉浜 覚議員から御手元に配りました修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 議案第37号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)についての修正の動議を提出します。よろしくお願ひします。

○ 議長(大城佐一) 8番 吉浜 覚議員。

(8番 吉浜 覚議員 登壇)

○ 8番(吉浜 覚) 令和5(2023)年8月9日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

発議者 大宜味村議会議員 吉浜 覚

議案第37号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第1項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。

議案第37号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)に対する修正案

議案第37号令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)の一部を次のように修正する。

第1条中「23,222千円」を「21,222千円」に、「4,325,054千円」を「4,323,054千円」に改める。

歳入、18款繰入金、補正額「2,000千円」を「ゼロ円」に修正する。計「232,185千円」を「230,185千円」に改める。1項基金繰入金、補正額「2,000千円」を「ゼロ円」に修正する。計「232,184千円」を「230,184千円」に改める。

歳入合計、補正額「23,222千円」を「21,222千円」に改める。計「4,325,054千円」を「4,323,054千円」に改める。

歳出、2款総務費、補正額「2,294千円」を「ゼロ円」に改める。計「707,448千円」を「705,154千円」に改める。1項総務管理費、補正額「2,294千円」を「ゼロ円」に改める。計「616,960千円」を「614,666千円」に改める。

14款予備費、補正額「1,887千円」を「2,181千円」に改める。計「15,240千円」を「15,534千円」に改める。1項予備費、補正額「1,887千円」を「2,181千円」に改める。計「15,240千円」を「15,534千円」に改める。

歳出合計、補正額「23,222千円」を「21,222千円」に改める。計「4,325,054千円」を「4,323,054千円」に改める。

以上、提案しますが、次のページは参考にしてもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長(大城佐一) ただいまの修正案に対する質疑を許します。質疑ありませんか。6番 前田孝議員。

○ 6番(前田 孝) ただいま吉浜議員から修正案が提出されているんですが、先ほどの説明は数字を読み上げただけです、何を削るかということの説明も何もないんですよ。具体的に説明がないと分からないですよ、これ。何を削っていくのか。

今の修正案を見ますとですね、モズク網移設手数料等モズク網関係220万4,000円、これを全て削除しようということになっているんですよ。それを削除するからには提案説明の中でどういうルールで削除するんだと。理由を説明してもらわないと。数字だけ読み上げたってこれ、誰も分かりませんよ。

提案者にお伺ひいたします。モズク網移設関係の220万4,000円は要らないというお考えで提出されていると思うんですがね。どういう理由でその220万4,000円を削除する修正案になっているんですか。そ

の理由をお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） ただいま議員から質疑のありました、先ほど提案をしましたが、次に修正に関する説明書の中に、最後のページから2枚目ですね、そしてそこに歳入のほうは、財産形成基金繰入金ですね、これ200万円、財産形成基金取り崩し金を削除しております。

そして歳出、下段のほうですね。下段のほうに、補正額の財源内訳、そして右側のほうに説明があります。結の浜海浜事業229万4,000円を全て削除します。その内訳は、役務費が141万8,000円、そして原材料が87万6,000円になっております。この結の浜海浜整備事業を全て削除するということの修正案です。

○ 議長（大城佐一） 吉浜 覚議員、さっきの質問の中で、数字の説明だけじゃなくてどういうことで、これを修正しましたかということの理由が。

○ 8番（吉浜 覚） 理由は、本会議の質疑でもやりましたが、これからまた討論でもしますけど、この財源がですね、原材料費とか、委員会で話しされている部分が今、表には出てきてないんですけど、モズク網の移設料だと。そしてこのモズク網の移設料というのは、もともとモズク網は種づけしたり、そしてまた戻して収穫するときには取ると。そして鉄筋についても移転すればぼろりと漏れるんじゃないかと。これが原材料。実際はこれは補助金に該当するんじゃないかと。何で原材料なのかと。そういう問題などもありまして、これは的確じゃないんじゃないかということで、やるんだったらきちんと精査してから上げるべきじゃないかと。

そしてさらに、地方財政、この予算項目については原材料とか役務費にはなじまないんじゃないかと。提案でもやっぱり提案説明の中で、質疑の中で補償の話が出てきたりいろいろやっておりますけど、その辺がきちんとされていないということで、今回これはおかしいんじゃないかということで修正させてもらっております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員、今の説明でよろしいでしょうか。6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 提案者は、提案するにはそれなりの理由を述べないとやっぱり駄目ですよ。さっきの説明によりますと、このモズク網の移設は必要ではあるが、今回は財政の裏づけ等から見ると駄目だと。そういうことで理解してよろしいですか。

そうすると、どのような財源が充てられたらオーケーということになるんですか。その辺をお答えください。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 議員の質疑に答えます。

先ほど私が説明したものについて、クリアしたらオーケーかというふうな問題については、財源の問題ももちろんありますが、それ以前の問題で私は反対しております。そのことについては次の討論で話しますが、この予算の問題については、いろいろ、このモズクを養殖するときには当局からの説明があったんですけど、補助事業でやっている。そういう財源を活用して今後やるのであればきちんとやってもらいたいという要望です。それで、この財源のものについては、一応今後同じ場所であっても、私はそういうやり方で進めるべきだと。一般財源から持ち出しするというのは、過去に助成事業を使っているものに、何でそういうふうになっているのに、一般財源でやるかというふうな問題がありますので、私はその件でも反対です。そしてこれがクリアされたらオーケーかという問題についても反対です。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 修正を提出されているわけですが、丁寧な調整とかは、役場担当課は海人の方々に行っているわけですよ。それでですね、今回のこの修正案を上げるに当たって、このモズク網の予算を全部カットされていますけれども、この辺、海人の皆さんと情報交換なり、海人の皆さん、今日は心配でいらっしゃるかもしれませんが、海人の皆さんと情報交換なり情報収集、その辺ちゃんとされてこの修正案を出したのか伺います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今回の修正案は特別にやっておりません。私も過去に役場の職員だった頃もあります。委員会でも話しましたが、埋立てしたときに海ブドウが、その関連で塩分濃度が下がり腐った時期があります。そのために漁港内で井戸を掘ってた時期もあったんですが、それ以上できずに、外海に井戸を掘ってやっていることも委員会で話しておりますので、漁港に近い場所で、良好な漁場を潰すのは私は反対です。

ほかにこの漁場も増やすということは大切だと思いますが、あえて良質の漁場を潰すということは、また委員会で根路銘の話もあったんですけど、養浜事業をせずに泳ぐところであれば、今、根路銘の海岸は喜ばれてるというような状況もあるので、ぜひともその養浜事業とはかけ離れた立場で私は対応すべきだと思っています。以上です。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 議会です、毎回、丁寧な説明を求めている吉浜議員が、今回一番関わりのある海人に対して、丁寧な説明、また情報収集もないまま、この予算を全カット、これは到底認められるものではないと私は思っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） これで修正案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論に入る前に、まず原案に対する討論を行います。次に修正案に対する討論を行いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 議案第37号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場で討論を行います。

本案は、歳入歳出予算の総額4,325,054,000円と定め、歳入予算 18款繰入金 1項基金繰入金 1目財産形成基金繰入金 1節財産形成基金繰入金 4細目財産形成基金繰入金取り崩し金2,000,000円を取り崩し、歳出予算で、結の浜海浜整備事業として、2款総務費 1項総務管理費 5目企画費 11節役務費 3細目手数料1,418,000円、15節原材料費 1細節原材料費876,000円を計上しているが、結の浜海浜整備事業で、積算基礎によるとモズク網移設手数料やモズク網、鉄筋の原材料費としている。午前の予算の特別審議委員でも予算の矛盾を解決するような答弁は得られませんでした。漁民がモズク養殖している海域は、漁港に隣接して作業効率もよく条件が良い場所で、行政はモズク養殖に助成や漁業権設定を

している優良な漁業振興地域を潰しての結の浜海浜整備事業は意味不明の予算である。

地方自治法施行規則15条2の規定によると、「歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない」とある。このように弾力性のない規定とされたのは、節が個々の予算の執行にあたっての最小限度の「単位」として全国的に統一的に処理されることが要求されてるからである。しかし、「手数料」は地方公共団体が、特定の個人からサービスの提供を受けたことに対して支払う経費であることや、「原材料費」は、ある部品を生産するための原料又は材料に有する経費をいうが、給の浜海浜事業と称してのモズク養殖のための予算積算基礎は事業の目的の意図ができない。また、村自ら新規事業はモズク養殖事業を行うためのモズク網移設手数料なのか、漁業補償を意味するのか支離滅裂である。意味不明の予算は地方自治法施行規則15条2の規定に反する。また、漁業振興地域をなし崩しにする結の浜海浜整備事業である。

結の浜海浜整備事業は、2018年2月8日に大宜味村長とルートインジャパン株式会社は、大宜味村所有の結の浜の土地を賃借して、同土地にホテルを建設し、ホテル事業を営む締結したことに関する「ホテル出店に関する基本協定書」に基づいた、大型宿泊施設誘致及び結の浜整備に関する支援事項である。

「ホテル出店に関する基本協定書」によると、大宜味村長とルートインジャパン株式会社に対し、ルートインジャパン株式会社がホテル出店することについては、ルートインジャパン株式会社から大宜味村長に対して提出された要望事項（固定資産税の減免及び地代の減免の各措置、並びに雇用奨励金の交付及び養浜整備事業等）に対し鋭意検討を行い、実現可能な事項に対しては必要な働きがけをし、実行・実現に条例の制定又は議会の承認に向けて必要な措置を執るものとする。

前項のほか、大宜味村長は、ルートインジャパン株式会社に対し、ホテル建設に伴う開発行為に伴う許可その他ホテルの建設・運営に関する各種許可認可の取得について必要な協力をするほか、出店に関しての地元との調整、人材の確保、立地環境の整備及び地域企業との連帯等についての支援を可能な範囲で行うものとする。との支援の内容である。

また、ルートインジャパン株式会社は、ホテル建設にあたっては、自然環境との調和を図り、事前に又は建設途中においても、適宜、大宜味村長と協議し、法令等に基づく適切な指導については、これに従った必要な措置を執るほか、特に敷地内の緑化等環境整備に努めるものとする。との環境保全等の内容である。

地方自治法施行規則15条2の規定によると、「歳出予算に係る節の区分は、別記のとおり定めなければならない」とある。このように弾力性のない規定とされたのは、節が個々の予算の執行にあたっての最小限度の「単位」として全国的に統一的に処理されることが要求されてるからである。「補償金」は、地方公共団体の適法な行政行動により生ずる損失の補償が考えられるが、適法行為に基づく損失補償の原因行為には、財産権に対する侵害を直接の目的とするものと定めてる。しかし、「手数料」は地方公共団体が、特定の個人からサービスの提供を受けたことに対して支払う経費であることや、「原材料費」は、ある部品を生産するための原料又は材料に有する経費をいうが、結の浜海浜整備事業と称しているが、村自ら新規事業でモズク養殖事業を行うためのモズク移設手数料及び原材料費なのか。あるいは、実質的に「ホテル出店に関する基本協定書」に基づいた支援で、行政活動により生ずる損失補償を隠蔽するための予算なのか意味不明である。地方自治法施行規則の規定にも反する結の浜海浜整備事業の予算は、漁業振興地域をなし崩しにしている。

しかし、現村長は、こども園の目の前にホテルが計画されているのは気になること、結の浜海浜整備

基本計画の存在も知らなかったとの発言や、教育現場を預かる小、中学校長やこども園長に計画の相談や調整が無かったこと。4月18日の村主催の大型宿泊施設及び結の浜海浜事業に関する地域説明会では、殆どの参加者が計画に反対や疑問視する意見であった。村は「この計画のことがあまり知られていなかったということで、これまでも説明会を開催できていなかった部分は反省をしてお詫びを申し上げます」と陳謝し、「今回意見も頂いていますので内部で精査し、調整させて頂きながら改善できるところは改善を検討しながら今後取り組んで行きたいと思っております」と説明をしていますが、計画の詳細が殆どの人に周知されてなく、文教地区への配慮や自然と人の暮らしへの影響への不安もあるなかで、精査、調整、検討の報告も無く。また、2019年の塩屋漁港航路浚渫の海砂の仮置問題で沖縄海岸国定公園内での自然公園法違反をしている。さらに、2019年に大宜味村議会は海砂による河口閉塞が原因で床上浸水や畑冠水の被害も経験しており深刻な問題となっている。住民の安全・安心や経済的な観点から早急な改善は必要不可欠である為に「大宜味村内の河口閉塞の技術的な改善を求める意見書」を全会一致で決議をして、沖縄県知事、北部土木事務所及び沖縄県議会議長に意見書等を提出している。これまでに、海砂浚渫や養浜事業等の影響で河口閉塞、砂浜の浸食による自然環境の変化や生活・経済活動に村内で支障きたしている状況で、沖縄総合事務局河川課では県内の海岸の浸食が著しい大宜味海岸で現在、砂浜形成促進を目的とした調査を実施している。海砂浚渫や養浜事業等の影響で河口閉塞や砂浜の浸食が生活や経済活動に大きな支障をきたしているこの時期に、村民や議会を無視した「ホテル出店に関する基本協定書」に基づいた支援の大型宿泊施設及び結の浜整備事業実施を前提した本議案は、行政の暴走であり認められるものではない。

よって、やんばる3村が、国立自然公園の指定や世界自然遺産登録がされ、大宜味村も自然環境を生かした振興と国立自然博物館を村内に誘致する活動を積極的に展開している。村自ら大型宿泊施設及び結の浜海浜整備事業は、環境保全、景観形成等に関する施策や自然史博物館や国立公園の趣旨に反する包括議案は自然と人の暮らしが織りなす地域の歴史や文化の攪乱と地域振興に混乱を招く恐れがある。どうか、「ホテル出店に関する基本協定書」に基づいた、結の浜整備事業が含む本議案に対する各議員の反対の賛同を求め、反対討論とします。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に賛成者の発言を許します。1番 宮城 貢議員。

（1番 宮城 貢議員 登壇）

○ 1番（宮城 貢） では、議案第37号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算に、結の浜海浜整備事業費が計上されています。大宜味村は、結の浜海浜整備事業として北部振興策にエントリーし、令和5年度第1四半期に補助金交付が決定しています。第2四半期～第4四半期で調査・設計業務を進めていくスケジュールです。もし、本予算が反対者多数で否決されると、村行政運営に支障をきたすどころか、村民・漁協関係者の皆様は大変失望することになります。

令和5年4月18日、結の浜地区大型宿泊施設誘致及び結の浜海浜整備事業に関する地域説明会がありました。前年度、令和4年12月にも住民説明会を行っています。大型宿泊施設誘致に関する業務経過は、平成29年4月より行われています。羽地漁協組合、大宜味海人会との調整は平成29年5月より20数回おこなわれ、令和3年2月、大宜味海人会は同意文書を提出しています。幅広い大宜味村民にとって、過疎対策や雇用創出等の事業は、大宜味村の大きな課題であり、長年の希望・夢でした。

大宜味村議会一般質問で、大城邦彦議員は令和元年6月定例会でブルーツーリズム等の観光推進する

中で、マリン体験観光推進のため、クラゲ防止ネットの設置、トイレやシャワー室、更衣室などの完備が必要不可欠と訴えました。宮城功光前村長は『クラゲ防止ネットについては必要性は感じているが、設置するための課題と対応方法の整理が必要だ。』と答えています。令和2年12月定例会でも、ブルーリズム等の観光推進について質問し、行政側より『前向きな検討』がありました。

また、子ども議会では、R元年 上地 京さん、R3年 宮城琉一斗さん、R4年宮城 松さんが結の浜海浜整備事業等やホテル誘致計画などについて質問しています。中学生も大宜味村の将来を見据えての興味がある質疑内容でした。

令和5年6月定例会で『令和5年4月18日の結の浜海浜整備事業の地域説明会の資料がある。その通りでいいか』との私の問いに、福地担当課長は『今年度採択できれば説明した計画で進める考えだ』と答えた。予定スケジュールだと、令和5年度第1四半期に補助金交付決定後、調査・設計業務と進捗します。

われわれ、大宜味村議会は、多くの村民の声を聴くべきです。

サイレントマジョリティーという言葉があります。日本語では『静かなる多数派』『声なき声』『物言わぬ多数派』です。

民衆の多くは穏健な考え方をもち、強く意見を主張しないため注意深くその声に耳を傾けるべきであると教えてくれました。

対義語として3点あります。日本語でも訳されています。

- ・ノイジーマイノリティー『口やかましい少数者集団、うるさい少数者』
- ・ボーカーマイノリティー『声の大きい少数者、政治的主張や意見を遠慮なく表明する少数者』
- ・ラウドマイノリティー『政治的主張や意見を遠慮なく表明する少数者、声の大きい少数者』

だと辞書にあります。ネガティブな意見で過疎対策や雇用創出などで、行政の足を引っ張ったり、物事を改める道筋等の改革に対して保守的対応をするなど『反対のための反対』であり、『主義・主張の保守化』だと感じます。

今回の補正予算は北部振興策関連予算が計上されています。予算執行を遅らせて事業を止めることを目的としての反対だと思います。国、県、他北部市町村会のメンバーから不信感等で、今後、北部振興策に大宜味村はエントリー出来なくなるようにとの思惑が伺えます。よって議員各位のご理解と賛同を賜りますよう、よろしく願い申し上げ賛成の討論といたします。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に反対者の発言を許します。7番 新崎悟一議員。

（7番 新崎悟一議員 登壇）

○ 7番（新崎悟一） 議案第37号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第3号）について、反対の立場で討論を行います。

補正予算案にある結の浜海浜事業の手数料、原材料費は特定区画漁業権で免許された特区の区画減少を伴う、漁業補償費で歳出を行う事が適切だと考えます。

特定区画漁業権の特区申請においては、魚種、漁法、区画を漁協の総会に議案が提出され総会決議後、沖縄県に申請が行われる、即ち羽地漁協の総会決議事項であります。

また沖縄県は、海区調整委員会にて申請の可否を審査したあと、認可します。

また漁業補償についても特区申請と同様、総会決議事項であります。

このような手続きを経て免許を得ている特区を、羽地漁協の総会同意、沖縄県の海区調整委員会同意

無くして今議会で手数料、原材料費を可決した所で、羽地漁協が持つ特区免許の効力が無くなる事はありません。それは効力を持たないのに貴重な歳費を使うという事です。

漁業補償を適切に算出しないと、まずその補償が高いのか、安いのかわかりません。

安いと、羽地漁協の組合員が損を負います。

また、高いと大宜味村民が損を負います。

今回は、正しい手続きも経ていない、また正しい補正金額が算定されたわけでもない。

歳出の理由は正しく適切に行うべきだと考えます。

以上の理由により、今回の補正予算案の反対討論とさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に賛成者の発言を許します。2番 宮城良治議員。

（2番 宮城良治議員 登壇）

○ 2番（宮城良治） 議案第37号 令和5年度一般会計補正予算（第3号）について、賛成討論を行います。

今回の補正予算は結の浜海浜公園整備事業関連でモズク網移動手数料と原材料費、結の浜公園遊具修繕費、ター滝警報設備測量調査設計業務委託費の予算となっております。

結の浜公園整備事業に関しましては塩屋漁港裏の海岸にはウミガメの産卵場所があり心配の声もあります。ウミガメの産卵場所を時折掃除をしたり保護活動を行っている海人の方も海浜公園事業、整備事業の話が出た当初は心配だったそうです。しかし計画エリア近海で養殖や漁を生業としている羽地漁協組合、大宜味海人会の皆さんには担当課のほうで平成29年から20回以上の説明会や調整を丁寧に行っております。今回計画されているエリアであれば総合的なことを考え、またウミガメへの影響も最小限にとどめることができるという結論に至ったようであります。そのため現在のモズク養殖エリアを移設する必要がでたための今回の費用となっております。しかし、今回のモズク網移動手数料と原材料費の予算に対して反対している議員がいるという事に対し、海人の皆様は非常に心配しております。大宜味海人会としても今後の移設の計画の話も行われており、我々議員が村民の生活、海人の生活を脅かすようなことをしてはならないと思っております。

次に結の浜公園遊具修繕費、ター滝警報設備測量調査設計業務委託費につきましても早急に取り組んでいただきたい事業となっておりますので議員各位のご理解と賛同をお願い申し上げまして、賛成の討論といたします。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで原案に対する討論は終わります。

次に修正案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 次に修正案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

休憩します。

(午後 2時31分)

---

○ 議長(大城佐一) 再開します。

(午後 2時32分)

---

○ 議長(大城佐一) これから議案第37号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)の採決を行います。

まず、本案に対する8番 吉浜 覚議員から提出されました修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○ 議長(大城佐一) 起立少数です。

したがって修正案は、否決されました。

次に原案について、起立によって採決します。原案について賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○ 議長(大城佐一) 起立多数です。

よって議案第37号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

---

○ 議長(大城佐一) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○ 議長(大城佐一) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第6回大宜味村議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 2時34分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員